

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成三十年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験日時及び場所

1 試験日時 平成三十年十一月九日（金） 午前十時から正午まで

2 場 所 奈良県文化会館 奈良市登大路町六一二

二 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含みます。）

三 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成三十年九月二十八日（金）から同年十月十二日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事宛てとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課へ提出してください。

四 提出書類

1 受験願書

砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九のとおりです。

2 写真

一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

五 受験手数料

八、〇〇〇円（受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。）

六 合格者の発表

平成三十年十二月三日（月）（予定）とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。